平成２３年（フ）第９号
宮崎県日南市南郷町潟上218番地３、前住所宮崎県日南市南郷町潟上64番地１
破産者　上村　忠弘
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
宮崎県日南市南郷町西町１番地96
破産者　柏原　宏実
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目19番８号
破産者　山下　隆伸
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
長崎県佐世保市花高２丁目１番２―101号
長崎県住宅供給公社Ｂ棟、旧住所長崎県佐世保市有福町4161番地13
破産者　本多　隼人
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２８７０号
札幌市北区北23条西６丁目２番18号
破産者　阿部商店こと　阿部　重丈
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６７号
札幌市清田区平岡５条４丁目４番７号　リラハイツ102号
破産者　小笠原みゆき（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９２号
北海道江別市高砂町30番地の14　ステーションエイト205号
破産者　松木亜希子
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４号
北海道苫小牧市澄川町７丁目５番14号
破産者　飯山　文男
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４５号
北海道苫小牧市澄川町５丁目１番17号
破産者　鈴木　啓史
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１６７号
茨城県石岡市東石岡４丁目９番５―302号
破産者　武井　精一
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９号
茨城県神栖市神栖４―８―36カーペンターハウス１―Ｂ、住民票上の住所茨城県鹿嶋市城山４丁目２番３号
破産者　内田　安雄
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２０号
茨城県神栖市神栖４―８―36カーペンターハウス１―Ｂ、住民票上の住所茨城県鹿嶋市城山４丁目２番３号
破産者　内田　朱美
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１０２号
兵庫県加古川市尾上町口里201番地の３
破産者　佐藤　正勝
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１７７号
熊本市中央区八王寺町１番31号
破産者　又吉　康之
１　決定年月日　平成24年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５２６号
北海道深川市多度志973番地
破産者　佐藤　光雄（旧姓中井）
１　決定年月日　平成24年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３１号
北海道旭川市末広６条３丁目５番４号　ハイツ高橋２―Ａ号
破産者　伊藤　　博
１　決定年月日　平成24年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３２号
北海道旭川市末広６条３丁目５番４号　ハイツ高橋２―Ａ号
破産者　伊藤　幸子
１　決定年月日　平成24年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５５号
北海道旭川市神居６条13丁目１番10号
破産者　加藤　國子
１　決定年月日　平成24年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２６号
茨城県石岡市石岡13998番地２　野口住宅Ｃ棟、開始決定時の住所茨城県石岡市総社１丁目９番36号
破産者　入江　　博
１　決定年月日　平成24年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

第明治三二十種郵便物認可